

2017年度
運輸安全報告書

富士急静岡タクシー株式会社

■輸送の安全に関する基本的な方針

富士急静岡タクシー株式会社は輸送の安全を確保するために、下記に示す富士急グループの安全方針に則り、全社一丸となって無事故に取り組みます。

■2017年度安全方針

1. 一致協力して輸送の安全の確保に努めます
2. 輸送の安全に関する法令及びこれに関連する規程（以下「法令等」という）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
3. 常に、輸送の安全に関する状況を理解するように努めます。
4. 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは、最も安全と思われる取扱いをします。
5. 事故、又は事故の恐れのある事態、災害その他輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがある事態（以下事故・災害等という）が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全で適切な処置をとります。
6. 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
7. 常に問題意識をもち、必要な変革に果敢に挑戦します。

富士急静岡タクシーでは、安全方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策に取り組み、法令及び規程を遵守し、絶えず見直しを図り、更なる輸送の安全向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表していきます。

■2017年度の輸送の安全に関する目標

- | | |
|---------|----|
| 1. 重大事故 | 0件 |
| 2. 有責事故 | 0件 |
| 3. 車内事故 | 0件 |
| 4. 苦情 | 0件 |

■2016年度の輸送の安全に関する目標に関する達成状況

- | | | | |
|---------|----|----|-----|
| 1. 重大事故 | 0件 | 実績 | 0件 |
| 2. 有責事故 | 0件 | 実績 | 18件 |
| 3. 車内事故 | 0件 | 実績 | 0件 |
| 4. 苦情 | 0件 | 実績 | 0件 |

■2016年度の自動車事故報告規則第2条に規定する事故ございませんでした。

更に、乗務員教育をより一層充実させ、安全意識を高めてまいります。

■安全重点施策

1. 安全確認 “目と指と声と心で”
 - ・危険を寄せ付けない確実な指差呼称
2. 安心安全のための「4つのお声かけ」完全実施
 - 「お待たせいたしました」
 - 「出発いたします」
 - 「ありがとうございます」
 - 「お忘れ物はございませんか」
3. 乗務員教育の充実ときめ細かいサポート体制の構築
 - ・ドライブレコーダーによる情報共有
 - ・適性診断の活用による運転特性の把握と指導
4. 運行管理者による弛まぬ工夫と強い指導
 - ・安全に対する取組に、絶え間ない工夫と妥協のない指導を
5. 職場の健康管理・労務管理
 - ・乗務員の健康診断の確実な実施と健康状態の把握
 - ・産業医による健康相談への積極的参加を推進
 - ・健康スクーリング（SAS・薬物検査など）積極的活用
 - ・社内コミュニケーションの向上による活気ある職場づくり
6. 安全確保のためのハード面の充実
 - ・最新安全設備への継続的投資
 - ・安全設備の研究・開発を推進
7. 外国人に対する安心安全の提供
 - ・外国語による案内・表示の充実
 - ・緊急時の対応マニュアル等の整備
8. 危機管理体制の構築
 - ・タクシー強盗、テロ、大規模災害時の対策を強化する。

■2017年度の輸送の安全に関する計画

1. 教育計画

- ①運転士に対し年間教育計画に基づき集合教育を実施します。新入社員については、専属の指導員が付き添い、当人の熟練度を勘案した教育を行います。
- ②ドライブレコーダー・デジタルタコグラフを活用した個人教育を実施します。
- ③三島駅・御殿場駅・沼津駅の構内タクシー乗降場等での街頭指導及び添乗指導を実施します。
- ④事故惹起者に対する安全特別教育を実施します。
- ⑤責任事故は事例毎に事故分析を行い発生原因を究明し、全乗務員に開示して再発防止策を講じます。
- ⑥経営責任者及び幹部職員は定期的に乗務員等と直接対話を行う懇談会を実施します。
- ⑦経営責任者及び幹部職員による点呼を毎月実施します。
- ⑧本社職員及び運行管理部門等に運輸安全マネジメントに関する教育を実施します。
- ⑨静岡県タクシー協会主催の乗務員研修へ参加します。

2. 内部監査

- ①計画
 - ・本社管理部門、富士急行交通事業部

②監査人

- ・富士急行株式会社監査役及び交通事業部安全C S担当
- ・当社監査担当者

③監査目的

- ・点呼記録・乗務記録等帳票類の管理
- ・関係法令や安全管理規程等への適合性のチェック
- ・重点施策等の実施状況及び目標の達成状況のチェック
- ・達成状況を踏まえた安全の取り組みの見直し、改善状況の確認による有効性のチェック

3. 安全に対する運動

①4月上旬	春の全国交通安全運動
②4月上旬～6月下旬	安全運転コンクール
③4月下旬～5月上旬	ゴールデンウィークの事故防止運動、
④7月上旬	全国安全週間
⑤7月下旬～8月下旬	夏季輸送、安全・サービス向上運動、 夏の事故防止県民運動
⑥9月下旬	秋の全国交通安全運動
⑦12月上旬～1月上旬	年末年始輸送安全総点検、年末の交通安全県民運動

4. 会議

- ①毎月1回、安全統括管理者主催の「安全推進会議」を開催します。会議メンバーは、安全統括管理者、管理部長、現場部門として営業所長、営業所副所長等で構成され、当月に発生した事故分析、運輸安全管理の進捗状況の確認をします。
- ②定期的に富士急行本社において各社合同の「統括運行管理者会議」が開催され、事故発生状況や原因の分析、重要なヒヤリハット情報等を共有し、事故の未然防止を図っています。
- ③毎月1回、総括安全衛生管理者主催の「安全衛生委員会」を開催します。委員会メンバーは、総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、営業所長、営業所副所長、労組3役等で構成され、職場の状況報告、職場巡視、産業医による流行の病気等のテーマを決めた講義、産業医による運転士の健康相談、個人面談を行います。

5. 輸送の安全に関する費用支出及び設備投資

- ①2016年度の「輸送の安全に関する投資」の実績は下記の通りです。
 - ・タクシー車両の更新
9両導入
 - ・衝突防止コーナーセンサーをタクシー車両に導入
- ②2017年度の「輸送の安全に関する投資」の予算は下記の通りです。
 - ・タクシー車両の更新
6両導入予定

■輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

1. 安全統括管理者 : 営業次長、安全CS管理者 森野 宜勇
2. 安全管理規程 : 別紙のとおり
3. 安全管理体制組織図・緊急連絡系統図 : 別紙のとおり

以 上

安全管理規程

富士急静岡タクシー株式会社

平成18年12月1日制定
平成24年 9月1日改定
平成25年 4月1日改定
平成26年 4月1日改定
平成27年 4月1日改定
平成28年 4月1日改定
平成29年 4月1日改定

目 次

第一章

総 則

第二章

輸送の安全を確保する為の事業の運営
方針

第三章

輸送の安全を確保する為の事業の実施
及び管理体制

富士急静岡タクシー株式会社 安全管理規定

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運用方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この安全管理規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2 第2項に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全の維持及び向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全確保をするための事業の運営方針

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 経営責任者及び担当役員・部長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も縦走であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行。チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上を努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送安全に関する基づき、次に掲げる事項を実施する。

一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。

二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。

三 輪送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。

四 輪送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。

五 輪送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。

2 グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輪送の安全に関する目標)

第五条 前条に掲げる方針に基づき、年次目標を策定する。

平成29年度目標策定

[区分]	[目標]
① 重大事故	0
② 有責事故	0
③ 車内事故	0
④ 苦情	0

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(経営責任者等の責務)

第七条 経営責任者は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 経営責任者及び担当役員・部長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営責任者及び担当役員・部長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営責任者及び担当役員・部長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 安全の確保に関する体制は、各々の責任者の役割及び権限は、次に掲げるとおりとする。

- 一 安全統括管理者：輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
 - 二 統括運行管理者：安全統括管理者の指揮の下、運行に関する事項を統括する。
 - 三 運行管理者：統括運行管理者の指揮の下、運転士の資質保持に関する事項を管理する。
 - 四 整備管理者：安全統括管理者の指揮の下、車両の管理に関する業務を統括する。
- 2 安全・C S 担当管理者は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し安全統括管理者を補佐する。
 - 3 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、所員を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、火災等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者であり、安全に関して十分な知識及び経験を有する者として代表取締役会長を当てる。

- 2 経営責任者が次の各号のいずれかに該当になったときは、安全統括管理者を解任する。

- 一 人事異動等により安全統括管理者の要件を満たさなくなったとき。
- 二 国土交通省大臣の解任命令が出されたとき。
- 三 身体の故障その他のやむを得ない事由により業務を引き継ぎ行うことが困難になったとき。
- 四 関係法令等の違反する等により、安全統括管理者としてその職務を引き継ぎ行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者=経営責任者の責務)

第十条 経営責任者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、内部監査を行い、経営責任者及び担当役員に報告すること。
- 六 経営責任者及び担当役員対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するとめ、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送安全の確保に関する統括管理を行うこと。

(安全・CS担当管理者の責務)

第十一条 安全・CS管理者は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者を補佐する。

(営業所長の責務)

第十二条 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、所内を統括し、指導監督を行う。

(管理部長の責務)

第十三条 管理部長は次に掲げる職務を有する。

- 一 要員計画その他必要な計画の検討にあたり、社員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及びその実現可能性の検証を行う。
- 二 予算計画、その他必要な計画の検討に当たり、社員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及びその実現可能性の検証を行う。

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十四条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十五条 安全統括管理者と営業所の双方の意思疎通を十分に行い、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合

には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十六条 事故、災害等が発生した場合における等該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。・・・現場からの第1報マニュアル別添

2 事故、災害等に関する報告が安全統括管理者、社長及び担当役員又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十七条 経営責任者は第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修について適宜実施しなければならない。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十八条 経営責任者は、自ら又は経営責任者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し返し発生した場合その他特に必要と認められた場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 経営責任者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営責任者及び担当役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十九条 経営責任者及び担当役員は管理部長から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第二十条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等の実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、必要に応じ外部に対し公表する。

2 運送規則第47条の7に基づき、輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第二十一条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当つての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営責任者及び担当役員に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 第二項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

添付書類

・安全管理体制組織図及び緊急連絡系統図 ・・・ 別添

以 上

平成29年4月1日現在

安全管理体制組織図及び 緊急連絡系統図

